

第3項 公開活用施設の整備

①便益施設

- ・トイレの設置：書院棟の水回り空間（台所・浴室）を改修して、来園者などが利用できる男女別のトイレと多目的トイレを整備する。
- ・冷暖房設備の設置：必要箇所に冷暖房設備を整備し、来園者が快適に見学できるようにする。なお、東西の広間は空間性を阻害しないように、目立たない位置に設備を設置する。

②活用施設

- ・受付・管理人室の整備：仮設のプレハブは撤去し、玄関棟の和室を改修して、受付カウンター及び管理人室を整備する。なお、今後は入園の管理ができるよう、西側にも開口部を設ける。
- ・展示室の整備：建造物内に庭園の解説パネルや映像設備などのガイダンス機能を設ける。
- ・案内板や説明板の改修・新設：受付に主庭の動線を知らせる案内板を設置するなどして、主庭の案内板は原則設置しない。
- ・台所・控室の整備：貸館などの利活用のため、台所などの必要設備や控室を整備する。

③管理施設

- ・電気設備の整備：各室において電気配線を整備し、照明・電源など公開活用及び貸館利用に必要な電気設備を設置する。また、庭園の価値や風致景観に影響を及ぼさない範囲で屋外照明用の電気配線の埋設を検討する。
- ・上下水道の整備：トイレや水回り設備の整備に合わせて、上下水道を整備する。また、水道配管工事の際には、併せて排水施設の調査も行う。
- ・管理用倉庫の確保：現在の押入や浴室・洗面箇所などを利用して、管理用具や什器を保管するための倉庫を整備する。
- ・雨戸・戸袋の整備：雨戸や戸袋は名勝庭園の風致景観に配慮した材質・色彩とし、管理しやすい構造のものに改修する。
- ・下足箱の設置：建造物内部公開に向けて、玄関に来園者用の下足箱を設置する。



写真IV-5 現況の仮設受付



写真IV-6 保管・管理用倉庫の不足状況

第2節 玄関前庭の整備

前庭の整備は北側の市道から建造物が奥まった配置になっており、敷地の変遷によりその間にあった建造物も失われている。このことから現在の利用をふまえ、活用を想定した前庭的な広場空間として整備を行う。

敷地入り口から建造物にかけて、建造物玄関と庭園への動線となる空間については砂利敷とし、洋館跡地は解体部材を用いた半立体表示を行う。また、様々な利用者を想定して広場内には身障者用駐車スペースを設け、市道からの一時駐車が可能な導入口の整備を行う。

東側の隣地境界線に残る土塀については、修理を行うとともに、建造物前に残された飛石は原則存置する。



図IV - 13 玄関前庭整備計画図



図IV - 14 板塀設置イメージ



図IV - 15 遺構表示範囲・解説版設置イメージ



図IV - 16 洋館及び洋館前庭復元参考図
(古写真 大正～昭和)



図IV - 17 洋館及び洋館前庭復元参考図 2
(絵葉書「川上茂吉別荘正門」大正～昭和)
植栽や石組の様子から図IV - 16 より後の様子が

第3節 主庭及び山林部の整備

主庭及び山林部では、主に地割修復、水質改善、植栽整備など、損傷した本質的価値を構成する要素の修復を優先して実施する。地割では、表土の流出や堆積などが見られるため、地割を明瞭にするために地割修正を行う。園池には堆積土が溜まり、水質の悪化や容積の減少が見られるため浚渫し、景観と機能の回復を図る。植栽については竹の間伐や病害虫の防除などを行い、その後に支障木を剪定・伐採して景観を整えていく。

おおよその構成要素を修復した後、斜面地に架かっていた土橋の復元を実施する。復元の位置は斜面地に橋跡とし、意匠は川上氏所有時代の古写真を参考に復元を行い、斜面地の添景とする。



図IV - 19 土橋復元参考図 (古写真 大正~昭和〔山燈籠完成時〕)



図IV - 20 図IV - 19 拡大図